

平成28年（2016年）5月10日

## 10年連続 京都府住宅販売No.1(※1)ハウスメーカー “エルハウジング”

5月9日（月）より**海外人材 受け入れ制度**を導入！

国土交通省の制度を活用し、カンボジアから大工見習いとして6名を採用！

株式会社エルハウジング（本社：京都市右京区 代表取締役 村井孝彦）は本年より外国人労働者の雇用および研修生の受け入れを開始し、5月9日（月）より6名のカンボジアの方を採用しています。

## 【本件のポイント】

- 5月より大工としてカンボジア人研修生6名の受け入れを開始しました！
- 技術移転による経済発展への貢献を目指します。

## &lt;海外研修生受け入れの背景&gt;

## 理由①外国の雇用創出と技術移転による経済発展への貢献

地震大国であることや、人口密度が高いなどの要因から、日本の建築技術は世界でも高い評価を得ています。その日本の優れた技術を習得し自国に持ち帰ってもらうことによって、技術移転によるカンボジアの経済発展に貢献できればと考えています。



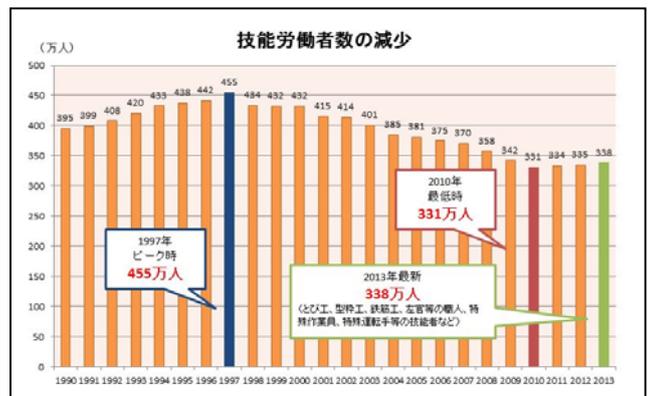
▲カンボジア&amp;日本地図

## 理由②建設業に対する需要増に対応

2011年3月に起こった東日本大震災、そして先月起こった熊本地震の復興支援や、2020年に開催が決定した東京オリンピックに向けてのインフラ整備など、建設業に対する需要自体は高まっています。

## 理由③職人の後継者不足・高齢化問題に対応

厚生労働省によると、技能労働者数は平成9年の455万人をピークとして平成22年には331万人まで減少しました（図1）。高齢になった技術者の退職が進む中、若い人材が入ってこないこともあり、慢性的な後継者不足となっています。総務省の「労働力調査」によると、建設業就業者は55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題となっています（※2）。



▲図1 技能労働者数の減少(※2)

お問合せ先

株式会社エルハウジング 広報担当：佐々木

〒615-0073 京都市右京区山ノ内荒木町7番地58

TEL 075-882-5900(代) Fax 075-881-9111 HP <http://l-housing.co.jp/>

携帯：090-4496-5673 / E-mail：sasaki@sagano-g.jp

## 参考資料

### <海外研修生受け入れの流れ>

1. **研修生候補選抜** 現地に社長が直接赴き、ご家族同席のもと面接を行いました。
2. **現地での事前研修** 現地の日本語教育機関で日本語や日本文化を勉強してもらいます。
3. **日本入国** 入国してからの1ヶ月は岡山にある研修センターにて講習を実施します。
4. **技能実習スタート** 実際に現場で勤務してもらいます。
5. **技能検定基礎2級試験** 実習生の在留資格変更の為、試験を受けていただきます。
6. **帰国** 実施期間（3年）が満了すれば帰国となります。

### <技能実習生の目的とルール>

#### 技能実習制度の目的

発展途上国等では経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うため、先進国の進んだ技能・技術・知識を習得させたいというニーズがあります。日本の技能実習制度はそれらのニーズに応えるために設けられた人材の育成制度です。

#### 技能実習制度のルール

技能実習制度は発展途上国等から育成する目的に設けられた制度ですが、いくつか制度を活用するためのルールが取り決められています。押さえておくべきポイントは、実習期間、賃金および人数です。実習期間は最長3年間で、実習を経験できるのは1度です。

### <政府の特別措置>

国土交通省は2014年4月に「建設分野における外国人材の活用に係わる緊急措置」(※2)を取りまとめ、政府は時限措置として、建設分野に関して最大6年の実習を可能にしました。これを利用すれば、該当者は3年の実習が終わってもそのまま日本に残り、在留資格を持った上で2年間建設の仕事を行うことが可能です。また、3年が過ぎた時点で一旦帰国し1年以上母国で過ごした後、再び入国するケースでは在留資格を持った上で3年間在留することができます。このように建設分野では3年間の実習を終えた外国人労働者が、引き続き就労できるよう特別措置を講じています。この措置によって、長いスパンでの人材育成も可能となります。ただし、担い手不足の懸念に対しては、このような措置とは別に、中長期的視点から国内の人材育成に取り組まなければならないため、2020年までの緊急措置と定めています。

(※1) 住宅産業研究所調べ「2014年度京都府着工棟数ビルダールーティング第1位」

(※2) 国土交通省 HP より「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」<<http://www.mlit.go.jp/common/001051428.pdf>>,2016年5月7日アクセス。